

◎ 報告書を読んで

■ 田中弘子・品田雅一

1 女性問題の視点から

「家族」が内部からも外部からも揺れ動いている時代である。

一九九四年の「国際家族年」は、改めて「家族」を考えるきっかけとなった。本市の第三次よこはま女性計画となる「ゆめはま男女共同参画プラン」でも、十五本の柱の一つに「多様な家族への支援」を掲げているが、プランを推進する立場から若干コメントさせていたきたい。

① 女性の就業と子育て支援

日本の女性の就業はM字型の曲線を描き、子育て中は仕事を中断する考え方が根強い。しかし、スウェーデンの女性の働き方は男性とほぼ同じであり、労働力率は女性が七九・九%、男性は八四・〇%で、六歳未満の子供をもつ女性の八割以上が就業している（一九九二年）。

一般に女性の社会参加が進むと、出生率が下がる」とみる向きもあるが、この国の例から、

就業と子育てを両立する施策が充実していれば出生率は上がる可能性が高いことがわかる。

スウェーデンでは、一九七八年に一・六〇まで下がった合計特殊出生率は、一九九一年は二・一一まで回復している。スウェーデンは、男女平等が進んでいる国として知られている。家族に対する意識も税負担の考え方も異なる国なので単純に比較はできないが、大いに参考になる国である。

② 高齢者介護

女性の立場からは高齢化社会を考えると、介護の問題は大きい。「在宅福祉」がいわれるが、それは家に介護者がいることが前提となっており、介護者の八割以上が女性だからである。日本では、高齢化社会への対応は緒についたばかりであり、当面は「介護者の負担の軽減」が目標とされており、「就業・社会参加との両立」はまだ先という感がある。

労働省は、介護休業制度を法的に整備するため、現在、法案（育児休業法の改正案）を通常国会に提出している。介護と就業との両

立は、女性だけでなく男性にとっても大きな課題となっている。

③ 多様化する家族を認め合う社会

これまでの家族観では、「結婚、同居、血縁」などが家族の「条件」のように思われてきたが、実際には、結婚しない人、制度としての結婚を拒否する「事実婚」、ひとり親の人、子供をもたない人、再婚同士の家族、単身赴任等により同居できない家族など、様々な形の家族がある。こうした家族の変容を「家族の崩壊」ととらえるのではなく、あくまでも個人の生き方の選択肢のひとつと見なし、それぞれの選択を支援する施策が望まれている。

家族をめぐっては、法制の整備も進んでいる。平成六年七月に、法務省が発表した「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」では、夫婦の氏（姓）の選択性、裁判上の離婚原因として「五年以上の別居」を加える、離婚時の財産分与について原則二分の一とすることなどが盛り込まれている。また、嫡出でない

子の相続分について嫡出である子と同等としている。夫婦別氏(姓)の問題をはじめ家族のあり方に深くかかわるだけに、慎重論も多い。

民法以外にも、相続や子供の扶養などの制度は従来の家族観に基づいているものがまだまだ多い。わが国では、結婚しない人や「未婚の母」、「非嫡出子」などに対する偏見などが存在しており、こうした意識をなくし、個人の生き方について自由な選択を認め合うことが男女共同参画社会の実現には不可欠である。多様化する家族を認め合い、それぞれの家族の実態にあった多様な社会システムが必要である。

△田中Ⅱ市民局女性計画推進室▽

2 保育所制度の充実と児童福祉の観点

横浜市の就学前児童数は、昭和五十年をピークに、一貫して減少傾向にあり、平成六年には、昭和五十年の六割程度にまでなっています。

また、この報告書の中でも触れられているように、平成五年の合計特殊出生率の全国平均が一・四六であったのに対し、本市で一・三〇と、少子化が都市部で顕著であることを示しています。

このように少子化が進展する中であって、本市の保育所に対する申請数は、平成二年度

を底に、増加傾向に転じています。

この保育所に対するニーズの増加は、主として、低年齢児(〇―二歳)の保育ニーズの増加によるものであり、その背景には、女性の社会進出の進展や就労の定着化等の要因があると考えられます。

一般に、保護者が今、保育所に何を望むかといった問いかけをした場合、必ずあげられるのが、この低年齢児の入所枠の拡大や保育時間の延長です。

このため、本市においても、園舎の改築・改修に合わせた乳・幼児定員の見直しや乳児定員の拡大、地域のニーズに合わせた保育時間の延長に努力しているところですが、特に低年齢児の入所枠の拡大については、産休明けや育児休業明けからの年度途中の入所を容易にするためにも、積極的な取り組みが必要と考えています。

少子化対策は、今や、高齢化対策とともに、重大な国民的課題と考えられています。

出産や育児を社会的に支援していくことにより、子供を産み育てやすい環境を整えていく必要があります。このため、従来から、共働き家庭の育児をサポートしてきた保育所に対する期待は、年々大きくなっています。

しかし、こうした時代の要請に、しばしば、困惑を感じる場合があります。

本来、保育所は児童福祉施設であり、保育に携わる者は、児童福祉の観点から、児童にとって何が最良であるかを、まず第一に考え

ます。

こうした観点からいえば、保育所制度の充実が、主として、仕事と育児の両立支援、あるいは、就労機会の拡大による労働力の確保といった、労働政策・経済政策的側面から語られる場合、例えば、最もニーズの高い、乳児保育の充実や保育時間の延長にしても、〇歳児を保育所で一日十二時間保育することが、児童にとってどうなのかといった疑問を感じることがあります。

児童の立場から見れば、保育制度の中では、多少なりとも家庭的雰囲気の中での保育が可能な保育ママ(横浜では「家庭保育福祉員」)制度は、貴重な保育メニューの一つだと思いますが、それ以上に、乳児の間は家庭での保育が可能となるような育児休業制度の拡充、あるいは、児童が少しでも家族と一緒にいられるための労働時間の短縮といった施策が必要なのではないかと考えています。

また、保護者の立場から考えても、就労形態の多様化に対応し、個々の勤務実態に則した保育を行うためには、一般の保育所より、むしろ各企業内に設置される事業所内保育所を活用していくことが有効な場合もあるかも知れません。

少子社会の中で、積極的な育児支援を行っていくためには、保育所制度だけを念頭に置いて考えるわけにはいかなくなっていきます。

△品田Ⅱ福祉局保育第二課保育係長▽